

生食発 0320 第 2 号
平成 31 年 3 月 20 日

各 検疫所長 殿

大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 31 年厚生労働省告示第 76 号）が本日告示され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正された。

改正の概要等については、下記のとおりであるので、関係者への周知を行うとともに、その運用に遺漏がないよう取り計らわれない。

記

第 1 改正の概要

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準告示に規定する、農薬アシノナピル、農薬アシベンゾラルー S ーメチル、農薬 1, 3 ージクロロプロペン、農薬プロベナゾール並びに動物用医薬品及び飼料添加物モランテルについて、食品中の残留基準値を設定したこと（別紙参照）。

また、農薬アシベンゾラルー S ーメチルについて、農薬アシベンゾラル S ーメチルに名称を変更したこと。

第 2 適用期日

告示の日から適用すること。ただし、下表の農薬等ごとに掲げる食品の残留基準値については、告示の日から起算して 6 月を経過する日までの間は、なお従前の例によること。

農薬等	食品
アシベンゾラル S-メチル	大麦、ライ麦、とうもろこし、そば及びその他の穀類
プロベナゾール	米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろりり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハuckleベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス及びその他のハーブ
モランテル	牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物

	の食用部分、鶏の筋肉、鶏の脂肪、鶏の肝臓、鶏の腎臓及び鶏の食用部分
--	-----------------------------------

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
- (2) 今回残留基準値を設定するアシノナピルとは、農産物にあつてはアシノナピル及び代謝物C【3-endo-[2-プロポキシ-4-(トリフルオロメチル)フェノキシ]-9-アザビシクロ[3.3.1]ノナン】をアシノナピルに換算したものの和とし、魚介類にあつてはアシノナピルのみとする。
- (3) 今回残留基準値を設定するアシベンゾラルS-メチルとは、アシベンゾラルS-メチル及び代謝物B【ベンゾ[1,2,3]チアジアゾール-7-カルボン酸】（加水分解により代謝物Bに変換される代謝物を含む。）をアシベンゾラルS-メチルに換算したものの和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (4) 今回残留基準値を設定する1,3-ジクロロプロペンとは、1,3-ジクロロプロペン（E体）及び1,3-ジクロロプロペン（Z体）の和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (5) 今回残留基準値を設定するプロベナゾールとは、プロベナゾールのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (6) 今回残留基準値を設定するモランテルとは、加水分解によりMAPA【N-メチル-1,3-プロパンジアミン】に変換される残留物をモランテルに換算したものとす。MAPAは動物用医薬品ピランテルの代謝物でもあることから、食品衛生法第11条違反の判断の際には、動物用医薬品の使用履歴等について十分に確認すること。なお、改正前の残留の規制対象は、モランテルである。
- (7) 「乳」に設定されているモランテルの残留の規制対象については、今回変更となるため、告示の日から起算して6月を経過する日までの間は、なお従前の例によることとする。

2 その他

法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬アシノナピル及び農薬アシベンゾラルS-メチルに係る新規農薬登録並びに農薬1,3-ジクロロプロペンに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。

別紙

農薬アシノナピル（殺ダニ剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
なす	○ 0.5	
すいか	○ 0.03	
みかん	○ 0.1	
なつみかんの果実全体	○ 1	
レモン	○ 1	
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 1	
グレープフルーツ	○ 1	
ライム	○ 1	
その他のかんきつ類果実	○ 1	
りんご	○ 3	
日本なし	○ 0.7	
西洋なし	○ 0.7	
あんず（アプリコットを含む。）	○ 2	
すもも（プルーンを含む。）	○ 0.2	
うめ	○ 2	
おうとう（チェリーを含む。）	○ 3	
いちご	○ 2	
茶	○ 20	
その他のスパイス	○ 5	
魚介類	○ 0.7	

農薬アシベンゾラルS－メチル（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.1	0.1
小麦	0.05	0.05
大麦	●	0.05
ライ麦	●	0.05
とうもろこし	●	0.05
そば	●	0.05
その他の穀類	●	0.05
かぶ類の葉	○ 1	
クレソン	0.3	0.3
はくさい	1	1
キャベツ	1	1
芽キャベツ	1	1
ケール	1	1

農薬アシベンゾラルS－メチル（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
こまつな	1	1
きょうな	1	1
チンゲンサイ	1	1
カリフラワー	1	1
ブロッコリー	1	1
その他のあぶらな科野菜	1	1
エンダイブ	0.3	0.3
しゅんぎく	0.3	0.3
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 0.4	0.3
その他のきく科野菜	0.3	0.3
たまねぎ	○ 0.2	0.1
にんにく	○ 0.2	
パセリ	0.3	0.3
セロリ	0.3	0.3
その他のせり科野菜	0.3	0.3
トマト	1	1
ピーマン	1	1
なす	1	1
その他のなす科野菜	1	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	○ 0.8	
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	○ 0.8	
しろうり	○ 0.8	
その他のうり科野菜	○ 0.8	
ほうれんそう	1	1
その他の野菜	0.3	0.3
なつみかんの果実全体	○ 0.02	
レモン	○ 0.02	
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 0.02	
グレープフルーツ	○ 0.02	
ライム	○ 0.02	
その他のかんきつ類果実	○ 0.02	
りんご	○ 0.3	
ネクタリン	○ 0.2	
あんず（アプリコットを含む。）	○ 0.2	
うめ	○ 0.2	
いちご	0.2	0.2
ブルーベリー	0.2	0.2
クランベリー	0.2	0.2
その他のベリー類果実	0.2	0.2
バナナ	0.1	0.1

農薬アシベンゾラルS－メチル（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他のハーブ	1	1
牛の筋肉	○ 0.02	
豚の筋肉	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.02	
牛の脂肪	○ 0.02	
豚の脂肪	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	
牛の肝臓	○ 0.02	
豚の肝臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	
牛の腎臓	○ 0.02	
豚の腎臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	
牛の食用部分	○ 0.02	
豚の食用部分	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	
乳	0.01	
鶏の筋肉	○ 0.02	
その他の家きんの筋肉	○ 0.02	
鶏の脂肪	○ 0.02	
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	
鶏の肝臓	○ 0.02	
その他の家きんの肝臓	○ 0.02	
鶏の腎臓	○ 0.02	
その他の家きんの腎臓	○ 0.02	
鶏の食用部分	○ 0.02	
その他の家きんの食用部分	○ 0.02	
鶏の卵	○ 0.02	
その他の家きんの卵	○ 0.02	

農薬1，3－ジクロロプロペン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
大豆	0.01	0.01
らっかせい	0.01	0.01
ばれいしょ	0.01	0.01
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01	0.01

農薬1, 3-ジクロロプロペン (続き)

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
かんしょ	0.01	0.01
やまいも (長いものをいう。)	0.01	0.01
こんにゃくいも	0.01	0.01
てんさい	0.01	0.01
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	0.01	0.01
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	0.01	0.01
かぶ類の根	0.01	0.01
かぶ類の葉	0.01	0.01
はくさい	0.01	0.01
キャベツ	0.01	0.01
ケール	0.01	0.01
こまつな	0.01	0.01
きょうな	0.01	0.01
チンゲンサイ	0.01	0.01
その他のあぶらな科野菜	0.01	0.01
ごぼう	0.01	0.01
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.01	0.01
その他のきく科野菜	0.01	0.01
たまねぎ	0.01	0.01
ねぎ (リーキを含む。)	0.01	0.01
にんにく	0.01	0.01
にら	0.01	0.01
わけぎ	0.01	0.01
その他のゆり科野菜	0.01	0.01
にんじん	0.01	0.01
パセリ	0.01	0.01
セロリ	0.01	0.01
みつば	0.01	0.01
その他のせり科野菜	0.01	
トマト	0.01	0.01
ピーマン	0.01	0.01
なす	0.01	0.01
その他のなす科野菜	0.01	0.01
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.01	0.01
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.01	0.01
しろうり	0.01	0.01
すいか	0.01	0.01
メロン類果実	0.01	0.01
まくわうり	0.01	0.01
その他のうり科野菜	0.01	0.01

農薬1, 3-ジクロロプロペン (続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ほうれんそう	0.01	0.01
オクラ	0.01	0.01
しょうが	0.01	0.01
未成熟えんどう	0.01	0.01
未成熟いんげん	0.01	0.01
えだまめ	0.01	0.01
その他の野菜	0.01	0.01
いちご	0.01	0.01
その他のハーブ	0.01	0.01
ミネラルウォーター類	0.02	0.02

農薬プロベナゾール (殺菌剤)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米 (玄米をいう。)	● 0.05	0.5
小麦	●	0.03
大麦	●	0.03
ライ麦	●	0.03
とうもろこし	●	0.03
そば	●	0.03
その他の穀類	●	0.03
大豆	●	0.03
小豆類	●	0.03
えんどう	●	0.03
そら豆	●	0.03
らっかせい	●	0.03
その他の豆類	●	0.03
ばれいしょ	●	0.03
さといも類 (やつがしらを含む。)	●	0.03
かんしょ	●	0.03
やまいも (長いものをいう。)	●	0.03
こんにやくいも	●	0.03
その他のいも類	●	0.03
てんさい	●	0.03
さとうきび	●	0.03
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根	●	0.1
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉	●	0.1
かぶ類の根	●	0.1

農薬プロベナゾール（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
かぶ類の葉	●	0.1
西洋わさび	●	0.1
クレソン	●	0.1
はくさい	● 0.05	0.1
キャベツ	● 0.05	0.1
芽キャベツ	●	0.1
ケール	●	0.1
こまつな	●	0.1
きょうな	●	0.1
チンゲンサイ	●	0.1
カリフラワー	● 0.05	0.1
ブロッコリー	● 0.05	0.1
その他のあぶらな科野菜	● 0.05	0.1
ごぼう	●	0.1
サルシフィー	●	0.1
アーティチョーク	●	0.1
チコリ	●	0.1
エンダイブ	●	0.1
しゅんぎく	●	0.1
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	● 0.05	0.1
その他のきく科野菜	●	0.1
たまねぎ	●	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	● 0.05	0.1
にんにく	●	0.1
にら	●	0.1
アスパラガス	●	0.1
わけぎ	● 0.05	0.1
その他のゆり科野菜	●	0.1
にんじん	●	0.1
パースニップ	●	0.1
パセリ	●	0.1
セロリ	●	0.1
みつば	●	0.1
その他のせり科野菜	●	0.1
トマト	●	0.1
ピーマン	● 0.05	0.1
なす	●	0.1
その他のなす科野菜	● 0.03	0.1
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.05	0.1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	●	0.1

農薬プロベナゾール（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
しろうり	●	0.1
すいか	●	0.03
メロン類果実	●	0.03
まくわうり	●	0.03
その他のうり科野菜	●	0.1
ほうれんそう	●	0.1
たけのこ	●	0.1
オクラ	●	0.1
しょうが	●	0.1
未成熟えんどう	●	0.1
未成熟いんげん	●	0.1
えだまめ	●	0.1
マッシュルーム	●	0.1
しいたけ	●	0.1
その他のきのこ類	●	0.1
その他の野菜	●	0.1
みかん	●	0.03
なつみかんの果実全体	●	0.03
レモン	●	0.03
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	●	0.03
グレープフルーツ	●	0.03
ライム	●	0.03
その他のかんきつ類果実	●	0.03
りんご	●	0.03
日本なし	●	0.03
西洋なし	●	0.03
マルメロ	●	0.03
びわ	●	0.03
もも	●	0.03
ネクタリン	●	0.03
あんず（アプリコットを含む。）	●	0.03
すもも（プルーンを含む。）	●	0.03
うめ	●	0.03
おうとう（チェリーを含む。）	●	0.03
いちご	●	0.03
ラズベリー	●	0.03
ブラックベリー	●	0.03
ブルーベリー	●	0.03
クランベリー	●	0.03
ハックルベリー	●	0.03

農薬プロベナゾール（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
その他のベリー類果実	●	0.03
ぶどう	●	0.03
かき	●	0.03
バナナ	●	0.03
キウイ	●	0.03
パパイヤ	●	0.03
アボカド	●	0.03
パイナップル	●	0.03
グアバ	●	0.03
マンゴー	●	0.03
パッションフルーツ	●	0.03
なつめやし	●	0.03
その他の果実	●	0.03
ひまわりの種子	●	0.03
ごまの種子	●	0.03
べにばなの種子	●	0.03
綿実	●	0.03
なたね	●	0.03
その他のオイルシード	●	0.03
ぎんなん	●	0.03
くり	●	0.03
ペカン	●	0.03
アーモンド	●	0.03
くるみ	●	0.03
その他のナッツ類	●	0.03
茶	●	0.03
コーヒー豆	●	0.03
カカオ豆	●	0.03
ホップ	●	0.03
その他のスパイス	●	0.1
その他のハーブ	● 0.05	0.1
魚介類	○ 0.07	

動物用医薬品及び飼料添加物モランテル（駆虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	● 0.1	0.3
豚の筋肉	● 0.1	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.1	0.3
牛の脂肪	● 0.1	0.3
豚の脂肪	● 0.1	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.1	0.3
牛の肝臓	● 0.8	1
豚の肝臓	● 2	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.8	1
牛の腎臓	● 0.2	2
豚の腎臓	● 0.5	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.2	2
牛の食用部分	● 0.8	2
豚の食用部分	● 2	5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.8	2
乳	0.1	0.1
鶏の筋肉	●	0.03
鶏の脂肪	●	0.03
鶏の肝臓	●	0.03
鶏の腎臓	●	0.03
鶏の食用部分	●	0.03

脚注

※○：2019年3月20日適用（規制緩和の品目）

●：2019年9月20日適用（規制強化の品目）

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
- ・ 今回残留基準値を設定するアシノナピルとは、農産物にあってはアシノナピル及び代謝物C【3-endo-[2-プロポキシ-4-(トリフルオロメチル)フェノキシ]-9-アザビシクロ[3.3.1]ノナン】をアシノナピルに換算したものの和とし、魚介類にあってはアシノナピルのみとする。
- ・ 今回残留基準値を設定するアシベンゾラルS-メチルとは、アシベンゾラルS-メチル及び代謝物B【ベンゾ[1,2,3]チアジアゾール-7-カルボン酸】（加水分解により代謝物Bに変換される代謝物を含む。）をアシベンゾラルS-メチルに換算したものの和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。

- ・ 今回残留基準値を設定する1, 3-ジクロロプロペンとは、1, 3-ジクロロプロペン（*E*体）及び1, 3-ジクロロプロペン（*Z*体）の和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- ・ 今回残留基準値を設定するプロベナゾールとは、プロベナゾールのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- ・ 今回残留基準値を設定するモランテルとは、加水分解によりMAPA【*N*-メチル-1, 3-プロパンジアミン】に変換される残留物をモランテルに換算したものとす。MAPAは動物用医薬品ピランテルの代謝物でもあることから、食品衛生法第11条違反の判断の際には、動物用医薬品の使用履歴等について十分に確認すること。なお、改正前の残留の規制対象は、モランテルである。
- ・ 「乳」に設定されているモランテルの残留の規制対象については、今回変更となるため、告示の日から起算して6月を経過する日までの間は、なお従前の例によることとする。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。